

令和3年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議 第1回代表者会議 会議録

1 開催日時：令和3年7月6日（火）午後1時30分～3時00分

2 開催場所：京丹後市役所峰山庁舎 2階 201～203会議室

3 出席者：中山 泰会長（京丹後市長）

松本明彦副会長（京丹後市教育委員会教育長）

樺井公二委員（京都地方法務局京丹後支局長）

滝波利博委員（京都府京丹後警察署長）

森本賢一郎委員（京丹後市区長連絡協議会代表）

中村八寿子委員（京丹後市民生児童委員協議会代表）

清水弘子委員（京丹後人権擁護委員協議会代表）

上羽晴彦委員（京丹後市保護司会長）

濱 健志朗委員（京丹後市副市長）

柳内研一委員（京丹後市市民環境部長）

池田弘幸委員（京丹後市消防本部消防長）

引野雅文委員（京丹後教育委員会教育次長）

野村圭乃委員（京丹後市立園長・所長会代表）

小石原敦委員（京丹後市立小学校長会長）

上田隆嗣委員（京丹後市立中学校長会長）

欠席者：重見博子委員（京都府丹後保健所長）

石田裕明委員（京都府福知山児童相談所長）

藤原大輔委員（北丹医師会代表）

後藤孝匡委員（京丹後市PTA協議会長）

小谷要子委員（京丹後市健康長寿福祉部長）

事務局：小坂貴寛（京丹後市教育委員会事務局学校教育課長）

西原あおみ（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事）

片柳弘司（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹）

田辺美幸（京丹後市市民環境部市民課課長）

河田美優（京丹後市市民環境部市民課主事）

4 議 事

- (1) 令和2年度いじめの防止等のための取組結果
- (2) 市のいじめの現状（令和2年度いじめ調査（年間）のまとめより）
- (3) 令和3年度いじめの防止等のための活動計画（案）
- (4) 情報共有・意見交換

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

《議事経緯》

学校教育課長：定刻となりましたので、ただいまから「京丹後市いじめ問題対策連絡会議 令和3年度第1回代表者会議」を開会させていただきます。皆様には、ご多忙の中、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を勤めさせていただきます、教育委員会事務局学校教育課長の小坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、市長が開会の挨拶を申し上げます。

中山会長：皆さんこんにちは。中山でございます。

今日は令和3年度の本市のいじめ問題対策連絡会議第1回代表者会議に、お忙しい中、またコロナの中で出にくい状況もあるところ、ご出席賜りまして、本当にありがとうございます。

コロナにつきましては京都府全域にまん延防止等重点措置が適用され、当面は7月11日までとなっております。今のところ京都府では少なくなってきた状況ですが、全国的な状況もまだまだということで、引き続きしっかり警戒しながら感染防止の徹底に尽くさなければならない時期だと思っております。

ります。

ワクチンの接種についても、課題はありながらも少しずつ進んでいますが、同時に大切なのは、いわゆるコロナを巡って不当な差別や中傷というのが、少なくとも1年前、当初はちらほら報道等でも散見されたわけですが、そうしたことがないような取組を本市としても絶えず周知徹底に努めて参りたいと考えています。また条例においても、観光と生活の両立とを謳いまして、様々な形で人権の問題が生じないようなことへの徹底に取り組んでいるところでございます。本日のいじめの問題に重なり合うようなことでもあろうかと思いますが、そういったことがないようにしっかりと取組を引き続き重ねていきたいと思っております。

さて、今回のこのいじめ問題の対策連絡会議、平成26年に発足をして今年で9回目となり、この間、全国的にも法律が平成25年に施行されたことに伴う対応であります。全国的にもいじめの認知件数というのが毎回増加をしており、昨年度の場合は前年比1割増の61万2,000人ということです。本市においてもいじめの認知件数、全国の調査と同様に増加傾向にあるということで、この増加については冷やかしかからかい、悪口を言うといった比較的軽微なものについて、教職員の皆様がこれを見逃すことなくいじめと捉えて、早期の適切な対応にして繋げていただいたこととの裏腹であるというような評価を基礎としているところでありますが、同時に大切なのは増えているということを率直にそのまま受け止めながら、より一層危機感を持ち、真剣に取り組んでいく姿勢が必要だと思っております。

今日の会議では、本市のいじめの現状についてご報告させていただき、また、今年度のいじめ防止の取組についてもご提案させていただきたいと思っております。LINEを用いたいじめの相談窓口の開設といったことも予定してるところでございますので、いろいろなご報告をさせていただきたいというふうに思います。それぞれの委員の皆様から忌憚のないご意見を、子どもたちにとって実り多いこの場になりますように、心から念じております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長：本日は、ご都合により、丹後保健所 重見所長様、福知山児童相談所の石田所長様、北丹医師会代表 藤原先生、京丹後市PTA協議会長 後藤様、が

欠席をされております。また、本市健康長寿福祉部 小谷部長が欠席となっておりますのでここでご報告申し上げます。

最初に、新しくご参加いただいた委員の皆様もおられますので、改めて自己紹介をお願いしたいと存じます。委員の皆様の名簿は、本日の次第の裏面に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

それでは、京都地方法務局京丹後支局長様から、順に所属とお名前をよろしくお願いたします。

各委員自己紹介

学校教育課長：ありがとうございました。

次に、本会議の開催についてご報告申し上げます。京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱第6条第2項の規定により、本日、半数以上の委員の皆様のご出席をいただいております。会議の成立をご報告させていただきます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。本日の次第と座席表の次に、

- ・資料1 法施行を踏まえた市の取組の経過
- ・資料2 令和2年度いじめの防止等のための取組結果
- ・資料3 令和2年度いじめ調査（年間）のまとめ
- ・資料4-1 令和3年度いじめの防止等のための活動計画（案）
- ・資料4-2 京丹後市子どもLINE相談の概要
- ・資料5 京丹後市いじめ防止等基本方針
- ・資料6 令和2年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議
代表者会議 会議録
- ・資料7 京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱

以上、配布資料に漏れ等はありませんか。

続きまして、次第2の確認事項に入らせていただきます。本日、新しく代表としてご出席いただきました委員の皆様もおられますので、改めまして「いじめ防止対策推進法の施行を踏まえた市の取組の経過」について、事務局から説明をいたします。

事務局：説明・・・学校教育課 片柳主幹

学校教育課長：ただいまの確認事項につきまして、ご質問等がありましたらお伺いします。

ないようですので、それでは、本会議は設置要綱第4条の規定に基づき、会長の中山市長に議事を進行していただきます。

中山会長、よろしくお願いいたします。

中山会長：はい。議事を進めさせていただきます。

議事につきましては、(1)、(2)、(3)ともに関連いたしますので、一括して事務局より説明を受けたいと思います。その後に議事(4)も兼ねて、質疑、情報共有、意見交換を行いたいと思いますので、その旨ご確認いただければと思います。

また、議事(3)については、委員の皆様の承認を得たいと思いますので、お含みいただき、お聞きくださればと思います。

それでは事務局の方から一括して説明をお願いします。

事務局：説明・・・学校教育課 片柳主幹

事務局：説明・・・学校教育課 西原指導主事

事務局：説明・・・学校教育課 片柳主幹

中山会長：どうもありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました議事(1)、(2)、(3)の内容につきまして、また、議事(4)の情報共有・意見交換も兼ねてご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

委員：いじめの調査の件数については、昨年と比べて減っている理由について、コロナで昨年度は結構お休みの日がありましたので、登校する日が少ないことからこういう形になったのかなというふうに分析をされていたと思うのです。私は逆に、コロナとかでなかなか外へも遊びに行けない時間があったりして子どもたちの気持ちが鬱積したりして、それが学校に行ったときに一気に出てしまって逆に増えたり、そういう事象があるのかなと思っていたので、す

ごく意外だなと思いました。

近所の方を見ている、昼からの何時間かしか外へは出て遊べないよと言われて、本当にきっちり守っていただけだったので、そういう中で子どもたちの気持ちはどうかなと思っていたのですけれども、こういうデータに出てくるとを見ると、比較的スムーズに、子どもたちの中であまり問題にはならず済んだのかなと、今日の報告を聞かせてもらって思っていました。

去年のこの会議で、いじめだと思った子どもが素直にいじめを受けたと言うことがまず大事だけれども、受けたと思う人全員が申し出て、なおかつそれが低いというのが目指すところかなという意見も言わせていただいたのですが、そういった意味では去年1年のまとめの報告を見せていただいて少しよい方向に進んでいるのかなと思います。

それから、今年導入するタブレットでとか、LINE でとかいう話も聞かせていただいたのですが、なかなかそういうものに疎い私にとっては、どんどんいろいろなことが進んでいると思うのですが、LINE なんかも子どもたちはすごい勢いで使いますし、いろいろなところからいじめとかの芽をしっかりと見つけていただく、困ったときにすぐ話すところがあるというような体制を取っていくことはすごく大事だと思うので、ぜひ進めていただけたらありがたいと思っています。

中山会長：ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局：ありがとうございました。いじめの件数につきましては、先ほども指導主事の報告にあったとおりで、昨年度休業期間がありました関係で、今年度末まで追って調査をした結果を見ないとはっきりしたことが言えないのではないかと考えていますので、またそのあたりをまとめながら報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

中山会長：ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

委員：私ども法務局の活動ということで紹介させていただきます。京丹後支局では、法務局としていじめの啓発の取組として、毎年小中学校を対象に SOS ミニレターを配布しており、今年度も配布させていただいています。それから、子ども人権 110 番、これは京都の法務局の本局が母体として取り組んでいます。

SOS ミニレターというのは、法務大臣から委嘱された民間のボランティア

である人権擁護委員の先生が小中学校に依頼をしています。昨年度は、ミニレターは6件寄せられまして、そのうちいじめの相談が1件ございました。我々がミニレターを受け取りまして、人権擁護委員の先生と相談内容を精査して、人権侵犯事件と言うか深刻な、まあ子どもさんにとっては全てにおいて深刻なのですけども、1行ないし2行の相談内容であっても、それが奥深いものかどうかというのも、子どものことなので回答についてはかなり慎重に取り組んでいます。この取組の中で立件して啓発するという案件はございませんでした。基本的に、人権擁護委員の先生が回答文書を作って、子どもさんの自宅に郵送で送らせてもらいます。この案件についてはこうだと決めつけをすることなく、回答も幅を持たせて、またいつでも気楽に相談してくださいと返事をさせていただいております。生徒さんの中には、毎年ミニレターを送っていただく常連の方もいらっしゃいます。今年度もすでに1件相談がありましたが、今のところ、緊急を要するような相談は、昨年を引き続きございませんでした。このような活動を今、人権擁護委員の先生とともに行っています。

中山会長：ありがとうございます。いかがでしょう。

委員：昨年度は、京丹後署において、学校内におけるもめごと事案とか相談を受理した件数は2件認知をしています。先ほど中山市長から、いじめに関する件数は増加傾向にありますよとか、事務局のほうからも認知状況の説明をいただいて、この件数を見て、こんなに多いのだなということに対して認識を新たにしたところでございます。

学校におけるいじめ問題については、全ての事案に警察が前面に出て事件化して対応すると言うよりも、教育現場において解決されることが望ましいのではないかというふうにも考えています。

京丹後市の警察といたしましても、例えば重大な事案が発生して被害少年の生命とか身体とか、こういった安全を確保する必要があるという場合とか、あと被害少年とか保護者のほうから被害届が出されて、例えば処罰意思があるとか、調査に着手してほしいという要望がある場合は、迅速に捜査に着手することにはしていますが、基本的には事件化するよりも、少年の健全育成が目的ですので、そういった形で今後も教育現場の方と連携した対応をしてい

きたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

中山会長：ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いたします。いかがでしょう。

委員：私も7年ほど前まで学校関係に携わっていて、その後離れていますけれども、2点質問させていただきます。

まず1点、いじめの定義は、以前ずっと私たちが聞かせてもらった時代と今は変わってきているのですか。

もう1点は、先ほど、京丹後市とか京都市は何パーセントとかいう資料を見させていただいたのですが、その中で本市では深刻なものはないということですが、児童生徒は、具体的にどういった事象をいじめと捉えているのか僕らにはわからないのですが、からかわれているのかいじめとして取るのか、遊んでいるときにそうなるのか、具体的な例をいくつか挙げていただいたら理解しやすいかなと思います。

事務局：ご質問ありがとうございます。いじめの定義につきましては、何回か文科省のほうでも変更を加えていて、最初の定義というのは、強いものから弱いものに集団で一方的にというような、いじめそのものを差してしていたのですが、途中からいじめ定義が変わりまして、さらにいじめの件数ではなく、いじめの認知件数へと変わったのです。いじめの認知ですので、どんな些細なことであっても子ども自身がいじめられたと感じたら、何かしたほうがそんな意図はないにしろ、いじめであると認知されるようになりました。これらの動きは平成25年以降の調査から始まり、いじめの認知件数が大幅に増えるようになりました。

事務局：件数の具体的な内容についてですが、このアンケートはまず1問目に「この期間の中で嫌なことがありましたか」という間に、「ある」と答えているものをあげています。その内容は発達段階においてもまちまちですが、小学校で言いますと、遊びの中でのトラブルだとか、例えば小さな、子どもにとっては小さなことではないのですが、グラウンドの順番を変わってもらえなかったとか、ドッジボールで自分ばかり当てられるとか、消しゴムを隠されたとか、そういうようなことでも、子どもが毎日の生活の中で嫌なことがあるということに対して学校はその段階で指導していただいて、いじめとして認知をしていく、その小さな状況から大きなことにならないよ

うに丁寧に見守りをしながら指導していただいているところです。

中山会長：よろしいですか。

委員：はい。

委員：子ども人権委員会が、SOS ミニレターというのを受け取りまして、子どもたちにどういう返事を書いたらよいのか頭を悩ませながら、短い文章の中から何か自分で解決できる方法が見つければよいなということで返事を書かせていただいています。件数は少ないのですけれども、その子にとっては悲しいことだったり、そういうことがあるのでその子たちに寄り添いながら返事が書けるように、私たちも研修を進めながらやっている途中です。中学生については、最近京都府全体でも件数が減っているようだけれども、やはり SOS ミニレターというのも1つの手段として使われているということがありまして、今年も各学校のほうにお願いをして配布させていただきました。まだ研修の途中ですので、子どもたちの解決に向けた返事ができるかどうかというのはわかりませんが、今後も進めていきたいと思っています。

中山会長：素晴らしい取組ありがとうございます。いかがですか。

委員：保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するという活動をしているので、いじめをした側の児童生徒さんのほうがしっかりと立ち直って、そしてまたそれをクラスの周りの子どもたちがどういうふうに見ているのかというのが大きいと感じています。

今年も7月になり、社会を明るくする運動の強調月間になりました。先月、各地域の保護司が小中学校や関係機関にポスター等を持って行かせていただきましたけれども、今年も小学校5、6年生には標語、中学生には作文の募集をお願いしております。明るい社会、犯罪や非行のない社会をつくるための標語や作文ですけれども、足元を見て、自分たちの学級やクラスが、いじめのない明るい学級、クラスになるとか、そういった視点で標語や作文をつくっていただいても結構ですので、小中学校の先生方にもその点をご指導いただきまして、またたくさん応募していただきたいと思っています。

中山会長：ありがとうございます。校長会からお願いします。

委員：まず、可能かどうかわかりませんが教育委員会にお願いです。昨日、教育長から児童生徒の自殺予防に係る取組についてという通知を受け取っています。

その中で、令和2年度の自殺が非常に多かったということで、児童生徒の自殺者数が100人増えて全国で499人だったと。特に女子中高生が127人で1.7倍になったというような衝撃的な数字を見させていただきまして、この自殺予防の意図というのは、休業明けが非常に多いというようなところで学校において注意して取り組んでほしいというのが1つのポイントであったと思います。

その中で、子どもたちの相談されるハードルを低くするLINEというのは非常によいものだと思うのですが、そのスタートが9月1日というのは、京丹後市の2学期の始業式が8月27日ですので、この通知の趣旨に則るのであればもう少し早くしていただけると、もしものところで対応しやすいと言うか、危惧されるような内容がなければよいのですが、この通知の趣旨にはそぐわしいかなという思いがあります。今年からタブレットを全員が持つということになりましたので、またそれを学校でも活用しながら、どういう相談方法があるかというのも子どもたちがいろいろな形での相談場所というのがありますので、そういったことを事前に知らせてやるのも、悩んだときのよい手立てになるかなというふうには感じました。そこはあくまでも可能ならばというところですが。

私は中学校の生徒指導の担当をしまして、6月に、4月、5月の各中学校の問題事象の交流もあるのです。そんな中で、今年は中学校1年生のLINEによる誹謗中傷と言いますか、嫌な言葉を流したり発したりするというのが3校でありました。生徒指導担当は毎年だいたい同じようなメンバーなのですが、なかなか4月・5月に中学校1年生が3校で同じような事象を起こすというのはなかったことでして、SNSによるいじめと言いますか嫌な思いをするといったことが広まってきているのだなという危機感を持ったのが6月の生徒指導部会でした。

子どもたちの日常の中に、学校の中でよく言われるのが、こういういじめのアンケートだけに頼らず、常日頃から子どもたちに寄り添いながらということで、各校、中学校でしたら6月に二者面談を実施したり、休み時間もできるだけ子どもたちのところに居ようというような取組をしながら、いじめの未然防止、嫌な思いをする子がいないようにという取組をやっているところなのですが、なかなかそのSNSの世界というところは、各校でPTAも交えながら講

演会を実施したりはしているのですが、小学生にも3年生4年生からそういう講演を聞かせながら指導していくことが大事だと言われているのですが、そうやってもやっぱり1つのLINEのグループに入ってしまった嫌なことを発するという事象も出てまいりますので、幾度となく指導することが大事かなというふうに感じているところです。

京都府の中で、あまり中高生の自殺というところまでは、情報として入ってこないということもあるのですが、実際全国でこれだけの数字が出ているということは京都府でもゼロではない可能性もありますし、やっぱり気をつけていかなければならないということ、昨日通知を見ながら感じたところです。

中山会長：ありがとうございました。事務局からありますか。

事務局：力強いお言葉ありがとうございました。中高生の自殺については教育委員会でも心配をしているところで、分析上、コロナによって、弱い家庭がさらに苦しい状況に追い込まれているかなと感じているところです。そういったことも鑑みて、休業明けにそうしたことが増えるということも考えていますし、今回こういったLINE相談を始めるに当たって、LINE本社といろいろやり取りをさせてもらっているのですが、私としては夏休み明けから始めようかなと提案させてもらったところ、LINE本社のほうから、夏休みが明ける1週間前ぐらいから始めるべきだというようなアドバイスももらっておりましたので、先生の言葉に背中を押していただいて、できるだけ早い時期に相談を開始させていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員：中学校ではそういった内容を各校に伝えて、子どもたちが相談しやすいような体制があることを周知したいと思いますし、また、LINEをやっていない子どもたちもまだまだ多いと思いますので、そういった子たちへの違う手立てとしてタブレットの活用なんかも含めて周知したいと思います。ありがとうございます。

中山会長：ありがとうございます。私のほうからも、市の自殺予防をしていて全国の情報もいろいろ聞かせていただいているのですが、上田先生のおっしゃるとおりで、1週間で言うと月曜が多いらしいですね。長期休暇で言うと、まさに長期休暇の明けたその日とか、その前とかに集中しているということなので、ぜひ先立って相談体制を、せつかくよい仕組みを導入されるので、願

いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：いじめ調査の一番の本丸である小学校に勤務しています。

先ほど委員さんのほうからコロナの状況があるので逆に増えるのではないかと思っていたというご発言があって、やっぱりそういう面もあると思います。見ていますと、本当にコロナの関係で、人と人とがコミュニケーションをとることが非常に難しくなっていますので、子どもたちの中には、コミュニケーション不足によって関わらないという側面もありながら、やっぱりトラブルの増加というのがあります。ですから、昨年件数が減ったというのはまさしく学校の授業日数が何か月も減りましたので、その関係で少なかったということです。もしかしたら今年はまた例年並みに増えるかも知れません。

実はこのことは子どもたちだけではなくて、保護者の皆さんにも同じことが言えるような気がするのです。と言いますのは、学校ではPTA総会を開けておりませんし、授業参観とか学級懇談会もなかなかできない状況でしたので、本校では危機感を感じまして、学期末で大変なのですけれども3回に分けて授業参観と学級懇談会を先週から今週にかけてやっています。実は今日も行っているのですが、学級懇談会は今までにないぐらいの参加率で非常に多いです。例年でしたら本当に少ない参加だったのですけれども、今年は5時間目に授業をして、そのあとそのまま学級懇談会をしますよとお知らせすると、6年生でも9割方参加をされるというようなことで、やっぱり保護者の皆さんもそのあたりは危機感を持っておられたりとか、いろいろ話をしなくちゃいけないなというふうに思っていたのではないかと思います。

ですから、子どもだけではなく、大人の世界でもそういった部分が非常に大きな影響を与えているのではないかというふうに思っていて、何とかそういう部分のコミュニケーションができるようにしていかなければならないということで、学校現場のほうも取り組んでいます。

先ほどから、件数が毎年増えているのはより丁寧に見ているからだということで、まさにそのとおりなのですが、調査の目的と言いますか、調査は全ていじめという言葉を使ってやっているのではなくて、嫌なことをあげまし

ようということなので、小学生でしたら、ちょっと友だちにからかわれたとか、ちょっといたずらをされたということで嫌な気持ちになったら全部あげますので、それで非常に増えています。でも、逆を言いますと、そういったことすらも減ったほうがよいわけなので、増えたことで明らかになってよいという側面と、やっぱりそれでもそういう嫌なことというのはなくなれば本当はよいわけですので、学校現場としても指導の面では非常に厳しいものがあるというふうに思っています。

ただ、とにかく子どもたちに居場所があったり、そんなトラブルがあっても学級の中で解決がしてもらえるのだというような安心がある学級づくりが本当に今大事になってきていますので、そのあたりまだまだ不十分ではありますがけれども、学校としても一生懸命取組をしているところです。

いじめと言いますか、からかいも含めて、ほとんどが相手の気持ちが十分理解できていない、相手の苦しみがわかっていないというところが一番大きいと思います。法律では、いじめられたと思ったらそれは全ていじめですというのはまさにそのとおりだと思っていますし、学校でもそのことを一番基本に置いているのですが、解決の過程でこんなこともあります。保護者に報告をすると、うちの子はそんなつもりではなかったのではないというふうに言われますし、被害者のほうは、そういう気持ちになったらそれはもう被害者なのだというようなことで、保護者同士の話がかみ合わないのですよね。そういったところでも、学校としては非常に説明がしにくい部分もありますが、でも一貫して言っているのはやっぱり嫌な気持ちになったのは事実ですので、そのことはそのとおりだということで。ただ、その前に他の原因があったりする場合もありますので、そのあたりを紐解いていって、お互い気持ちよく生活するにはどうしたらよいただろうかということで指導を始めているところです。

本当に難しいところではありますが、何とか頑張っています。以上でございます。

中山会長：貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員：保育所とかこども園というのは、生後6か月から就学前の6歳の子までが通っている園所です。なので、人権とかいじめというと、あまり関係ないので

はないかというような認識になる場合があるのかなと思うのですが、やはりそうではなくて、乳幼児期から、大人と乳幼児の人間関係の中で、温かい雰囲気とか、温かい関りを持ってもらう、そういうことがまた就学してからの子どもたちの人権感覚、いじめ感覚に繋がっていくのではないかと考えています。

小さい子どもですので、いじめられたとか、嫌なことがあったとか、なかなか言葉で言いにくい場合があるのですけれども、保育士がいかにか一人一人の子どもたちに寄り添って、子どもたちの内面を理解して行って、それをしっかりと伝えていくことが大事なのではないかというふうに思っています。

京丹後市には10園所あるのですけれども、全部が全部それを行っているかはどうかはわかりませんが、人権感覚チェックリストというのがありまして、網野こども園では一学期の終わりに、自分の保育活動が人権に則った保育ができていたかどうかというのを、パートの先生も含めて全員の先生にチェックリストをつけていただくのです。そして生後6か月から小学校に上がる6歳児の子どもたちを、みんなで人権感覚をしっかりと持ったうえで、保育ができていくかどうかを振り返りながら、また2学期に向けて取り組んでいるところです。

この調査の中では小中学校だけはありますけれども、やはり就学前にも嫌なことがあったということはきっとたくさんあると思うので、一つ一つの小さな芽をしっかりと受け止めながら摘み取っていきたいと思います。

中山会長：ありがとうございました。予定の時間を押してきたので、特に何かありましたら。副市長、今お話を聞いていかがでしょう。

濱委員：ありがとうございます。今いろいろお話を聞かせていただいて、本当にいろいろな立場から学校の子どもたちのいじめという問題に切り込んでくださっているということで感謝申し上げます。

日本の学校というのは原級留置いわゆる留年みたいなものはないわけであって、1回限りのものなので、いじめによって学校生活ができなくなるということは絶対に避けなければならないので、まさにどうやって情報を汲み取っていくか、吸い上げていくか、というのは非常に重要だと思います。

そういった意味で、LINEを活用するときに、今回の仕組みですと相談とい

うことが前提になっていますけども、単純に情報だけを送ることができるのか、そういったシステムもあると、見ている側は大変かも知れないですけど、この相談をベース前提としないような LINE の使い方というのが一つあるのかなと思います。先ほどタブレットという話もありましたけれども、年間3回調査をされるようになっていますが、高学年ですとか発達段階に応じてタブレットを活用した調査にしてしまっ、即時に情報を吸い取って、もし必要な対応があるのであればすぐに対応ができるようにと、そういったことをしていただけるとよいのかなと思った次第です。

こういったテクノロジーと言うかなんと言うか、こういうのを上手く活用しながら、子どもたちの1回限りの学校生活というところに目を向けて、子どもたちの貴重な教育の機会が奪われないように、ぜひ皆さんと一緒にやっていければなと思った次第です。

中山会長：貴重なお話ありがとうございます。

1点質問ですが、取組でお話いただいたネットパトロールは今年からは、京都府の事業ということだと思いますが、やめるとのことですが、今お話を聞かせていただきますと、上田先生からもLINE系で誹謗中傷が3件もあったというお話だったり、あとデータを見るとパソコン・携帯電話で誹謗中傷嫌なことをされるというのが中学校で京丹後市の場合は京都府平均よりそこそこ多いという実態があって、かつ令和2年度の調査も不適切な書き込みをネットパトロールで発見して指導を行って解決に繋げていった例もあるとうことは、有用性はあるというところだろうと思うのです。なくなってしまうということは仕方がないのですが、代替的にするようなことがもしありましたら、お考えなりお聞かせください。

事務局：実施することの有用性は教育委員会でも認める場所ですので、京都府がその事業を終えたとしても、京丹後市で何かできることがないか調べまして、またご報告、ご提案をさせてもらいたいと思っております。

事務局：今子どもたちの情報の関係が、インスタでもストーリーとか24時間で消えてしまうものすとか、そういうものが様々に広まっておりまして、なかなかピットクルーで拾いきれない状況になってきている、対応しきれないと言いますか、ですから、子どもたちの今の状況に対応しきれものができる

のかできないのか、そこも含めてまた検討させていただきたいと思います。

中山会長：ありがとうございます。さらにありますでしょうか。

それでは意見交換の時間を閉じさせていただきます。

議事（3）令和3年度いじめの防止等のための活動計画（案）ということでございますが、委員の皆さんのご承認をお諮りしたいと思います。活動計画（案）ということで、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

中山会長：ありがとうございます。ご総意をいただいたというふうに受け止めました。

今年度この計画に沿って進めさせていただきたいと思います。

委員の皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえていじめの防止等に向けて3年度の取組をしっかりと充実・推進をしまいたいと思います。

最後に改めて、特にありませんか。

ないようですので、本日の議事を終えたいと思います。

進行を司会に返させていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

学校教育課長：委員の皆様におかれましては、大変貴重なご意見等をいただきまして、長時間にわたり、ご協議のほう誠にありがとうございました。

それでは、最後に次第の4番目その他ということで、「今後のスケジュール」につきまして、事務局から連絡をお願いします。

事務局：説明・・・学校教育課 片柳

学校教育課長：それでは、閉会に移りたいと思います。

閉会にあたりまして、本会の副会長であります松本教育長から、閉会の挨拶を申し上げます。

松本副会長：皆様本日は、大変お忙しい中、また学期末のお忙しい中、第1回の代表者会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、各立場での確なご意見等いただいたこと、大変参考にさせていただきたいと思います。

さて、学校現場では、本年度順調な立ち上がりをしてまいりましたが、4月下旬からの京都府内での感染者の増加も踏まえまして、緊急事態宣言が約2か月にわたって続くなど、昨年度のように臨時休業等にはなりませんでしたが、制限が続く中での学校生活、園所生活ではなかったかということで、そうした中での各校園所の創意工夫と、組織的・協働的な学校体制に

より、生徒指導面での大きな課題なく進めていただいていることに深く感謝するものであります。

また、12歳未満の子どもたちがワクチン接種の対象となっていないことから、そうした幼児児童を指導する教職員等への先行したワクチンの接種の取組を進めていただいている市長部局の関係機関の皆様、及び府の関係機関等のご皆様のご尽力にも深く感謝するところでございます。

本日は、本市の昨年度のいじめ調査の結果を中心に、本市のいじめの状況と取組を報告させていただきました。昨年度は重大事案はありませんでしたが、様々ないじめ事象は日々起こっており、学校や教育委員会でも対応しているところです。また、ここ数年の調査を見ましても、学年が上がるにつれて認知率は確実に低下してきておりますし、経年で同じ子どもたちの学年を追ってみましても、確実に認知率は学年が上がるにつれて低下してきております。これは、各校での人権教育の推進と、人間性を育てる日々の取組の成果が確実に出てきているのではないかというふうにも考えているところです。

しかし、社会情勢の変化や、家庭状況等により、学校生活の中での指導だけでは対応できない事象も増えてきており、家庭や地域、関係機関とも連携しながら、常に早期発見、早期対応等を努力しなければならないというふうにも考えているところです。そうした意味でも、本日お集まりいただきました関係機関の皆様には、本市の全ての子どもたちが健やかな成長ができますよう、今後ともご支援、ご指導、ご協力をお願いしますとともに、学校及び教育委員会との引き続きの綿密な連携をお願いしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

学校教育課長：それでは、以上をもちまして「令和3年度第1回京丹後市いじめ問題対策連絡会議代表者会議」を閉会いたします。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。